

食品表示管理士検定公式テキスト
 新版「いのちを守る食品表示」（2017年5月15日発行）補遺

中央法規出版株式会社

「新たな原料原産地表示制度」のポイント

2017年9月1日に「食品表示基準の一部を改正する内閣府令」が公布され、原料原産地表示制度が改正されました。

新たな原料原産地表示制度の概要

1 原料原産地表示の対象となる加工食品

輸入食品を除くすべての加工食品が、原料原産地表示の対象となります。ただし、インスタ加工や米トレサビリティ法の米加工食品、酒類業組合法の果実酒等、他法令によって表示が義務付けられている場合は除かれています。なお、22食品群は従来どおりですが、個別4品目には新たに「おにぎり」が追加され、5品目となりました。

2 対象原材料

使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料です。なお、重量割合上位1位の原材料が50%未満の22食品群の原材料も対象に含まれます。

3 国別重量順表示

- ① 対象原材料の産地について、国別に重量割合の高いものから順に国名を表示する「国別重量順表示」が原則になります。原産地を原材料名に対応させて表示します。

原材料名： 豚肉（アメリカ、カナダ）、・・・

原材料名： 豚肉、・・・
原料原産地名： アメリカ、カナダ（豚肉）

原材料名： 豚肉、・・・
原料原産地名： 枠外右部に記載

原料豚肉の原産地名： アメリカ、カナダ

- ② 原産地が3か国以上ある場合は、重量割合の高いものから順に国名を表示し、3か国目以降を「その他」と表示することができます。

原材料名： 豚肉（アメリカ、カナダ、その他）、・・・

原材料名： 豚肉、・・・
原料原産地名： アメリカ、カナダ、その他（豚肉）

原材料名： 豚肉、・・・
原料原産地名： 枠外右部に記載

原料豚肉の原産地名： アメリカ、カナダ、その他

4 又は表示や大括り表示

「国別重量順表示」が難しい場合には、一定の条件の下で、「又は表示」や「大括り表示」が認められています。

① 又は表示

「又は表示」とは、原産地として使用可能性がある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法であり、過去の使用実績等に基づき表示する方法です。なお、A国又はB国の表示にC国等他の国は含まれません。

<認める条件>

過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合にできます。ただし、根拠書類の保管が条件とされます。

<誤認防止>

「又は表示」をする場合は、過去の一定期間における使用実績又は今後の一定期間における使用計画における対象原材料に占める重量の割合（一定期間使用割合）の高いものから順に表示した旨の表示を注意喚起します。 例 ※豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

原材料名： 豚肉（アメリカ又はカナダ）、・・・

※豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

（「その他」を用いた表示）

原材料名： 豚肉、・・・
原料原産地名： アメリカ又はカナダ又はその他（豚肉）

※豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

② 大括り表示

「大括り表示」とは、3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示する方法です。なお、輸入品と国産品を混合して使用する場合には、輸入品と国産品との間で、重量割合の高いものから順に表示します。

<認める条件>

過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合には、「大括り表示」ができます。ただし、又は表示と同じく根拠書類の保管が条件とされます。

原材料名： 豚肉（輸入）、・・・

原材料名： 豚肉、・・・
原料原産地名： 輸入（豚肉）

（国産が外国産より重量割合が高い場合）

原材料名： 豚肉（国産、輸入）、・・・

③ 大括り表示＋又は表示

「大括り表示＋又は表示」とは、過去の使用実績等に基づき、3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示できるとした上で、「輸入」と「国産」を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に、「又は」でつないで表示する方法です。

<認める条件>

過去の一定期間における国別使用実績又は今後の一定期間の国別使用計画からみて、大括り表示のみでは表示が困難な場合には、「大括り表示＋又は表示」ができます。根拠書類の保管が条件です。

< 誤認防止 >

「大括り表示＋又は表示」をする場合は、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨の表示を注意喚起します。 例 ※豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

原材料名： 豚肉（輸入又は国産）、・・・

※豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

原材料名： 豚肉、・・・
原料原産地名： 輸入又は国産（豚肉）

※豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

5 一定期間における産地別使用実績

① 過去の使用実績

製造年から遡って3年以内の中で1年以上の実績。

例 ※ ○○の産地は、平成27年の使用実績順

② 今後の使用計画

当該計画に基づく製造の開始日から1年以内の予定。

例 ※ ○○の産地は、平成29年の使用計画順

③ 重量割合の順位変動等

過去の実績や合理的な使用計画に基づき、表示をしようとする時を含む1年で重量割合の順位変動や産地切替えが行われる見込みのある場合。

6 製造地表示

対象原材料が中間加工原材料である場合は、原則として、当該中間加工原材料の製造地を「○○製造」と表示します。

原材料名： りんご果汁（ドイツ製造）、・・・

原材料名： りんご果汁、・・・
原料原産地名： ドイツ製造（りんご果汁）

ただし、中間加工原材料である対象原材料の生鮮原材料の原産地が判明している場合には、当該原材料名とともに、その原産地を表示することができます。

原材料名： りんご果汁（リンゴ（ドイツ、ハンガリー）、・・・

原材料名： りんご果汁、・・・
原料原産地名： ドイツ（りんご）、ハンガリー（リンゴ）

（又は表示）

原材料名： りんご果汁、・・・
原料原産地名： ドイツ製造又は国内製造（りんご果汁）

※ りんご果汁の製造地は、平成〇年の使用実績順

（大括り表示）

原材料名： りんご果汁、・・・
原料原産地名： 外国製造（りんご果汁）

7 対象原材料に占める重量割合が低い原産地の表示（誤認防止策）

「又は表示」を行う場合、使用割合が極めて少ない対象原材料の原産地についての誤認を防止するための措置として、一定期間における使用割合が5%未満である対象原材料の原産地について、当該原産地の後に括弧を付して、一定期間における使用割合が5%未満である旨表示します。

（大括り表示＋又は表示）

原材料名： 小麦、・・
原料原産地名： 輸入又は国産（5%未満）

※小麦の産地順・割合は、平成〇年の使用実績

8 おにぎりののり

おにぎりに使用したのりの名称の次に、括弧を付して原そうの原産地を表示します。具体的には、のりと、のりの原そうの産地が同一の産地となることから「のり（国産）」、あるいは「のり（原そう（国産））」と表示します。

（注意点）

- ①対象は小売店等で、「のりが販売時には既に巻かれているもの」、「食べる前にのりを自ら巻くような形態で売られているもの」などです。
- ②対象外は、唐揚げ、たくあんなどの「食材（おかず）」と一緒に容器包装に入れたもの、また、巻き寿司、軍艦巻き、手巻き寿司等、いわゆるお寿司に該当するものです。
- ③食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合（いわゆるインスタ加工品）などのおにぎりは、対象外です。
- ④おにぎりは、原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）に加えて、重量割合にかかわらず、のりについて原料原産地表示が必要です。（米トレーサビリティ法に基づき、従来通り米穀の産地を表示します。）

表示方法は国別重量順表示を行い、「又は表示」や「大括り表示」は認められません。

9 業務用食品

一般用加工食品の用に供する業務用加工食品であって、最終製品の重量割合上位1位の原材料となる輸入された業務用加工食品、おにぎりののり、一般加工食品用の小分け原料となる加工食品等など当該一般用加工食品の対象原材料となるものに原産国名の表示義務が課されます。また、一般用加工食品の重量割合上位1位となる業務用生鮮食品等、最終製品に表示する必要があるものにだけ、原産地の情報を伝達する義務が課されます。

10 猶予期間

平成34年3月31日までに製造され、又は加工される加工食品（業務用加工食品を除く。）並びに同日までに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品については、従前の表示が可能。また、施行の際に加工食品の製造所又は加工所で製造過程にある加工食品（長期醸造の酒類、果実酢等）については、平成34年4月1日以降も表示が不要です。

※本補遺は「新版いのちを守る食品表示」第9章「原料原産地表示」を新たな表示制度に補正するものとして、2017年食品表示管理士検定資格更新講習会（新日本スーパーマーケット協会）で使用した資料を基に作成しました。

中央法規出版株式会社